

第 1 1 次日出町交通安全計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

交通事故のない、安全で安心して

暮らせる日出町を目指して



日出町交通安全対策会議

ま え が き

大分県の年間の交通事故による死者数は、昭和47年の212人をピークにその後は減少傾向にあり、令和2年の死者数は43人と約5分の1まで減少しました。

これは、県、市町村及び関係機関・団体のみならず県民を挙げた長年にわたる努力の成果であると考えられます。

日出町においても交通事故件数は横ばいで推移していますが、国道3路線をはじめ、大分自動車道・宇佐別府道路・大分空港道路が交差する高速・高規格道路の結節点として日出町は大分県の交通の要衝となっており、町内の事故件数及び負傷者数が今後増加する可能性も考慮しておかなければなりません。

未だに交通事故の被害者及びその家族又は遺族（以下「交通事故被害者」という。）となる方がいる現実から、交通事故の防止は、県、市町村、交通安全に関係する機関・団体だけでなく、町民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない課題です。人命尊重の理念のもとに、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいた施策を推進していかなければなりません。

このため、日出町から交通事故を撲滅することを目的に、昭和45年6月に制定された交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条の規定並びに日出町交通安全対策会議条例第2条に基づき、令和3年から令和7年までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を「日出町第11次交通安全計画」として定めるものとします。

も く じ

第1部 道路交通の安全

第1章	道路交通事故のない社会を目指して	1
第2章	道路交通の安全についての目標	2
1	道路交通事故の現状	2
2	交通安全計画における目標	3
第3章	道路交通の安全についての対策	4
1	道路交通環境の整備	4
(1)	生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	4
(2)	交通安全施設（カーブミラー等）整備事業の推進	4
(3)	災害に備えた道路交通環境の整備	4
(4)	総合的な駐車対策の推進	5
(5)	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	5
ア	道路の使用及び占用の適正化等	5
イ	道路法に基づく通行の禁止又は制限	5
ウ	地域や道路構造に応じた安全の確保	6
2	交通安全意識の醸成	6
(1)	段階的かつ体系的・効果的な交通安全意識の醸成	6
ア	幼児に対する交通安全教育の推進	6
イ	小学生に対する交通安全教育の推進	7
ウ	高齢者に対する交通安全教育の推進	7
(2)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	7
ア	交通安全運動の推進	7
イ	横断歩道でのマナーアップ推進	7
ウ	反射材用品等の普及・推進	8
エ	効果的な広報の実施	8
オ	交通安全指導員との連携	8
3	安全運転の確保	8
(1)	交通ルール遵守徹底の推進	9
ア	シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底	9

イ	危険運転の撲滅・・・・・・・・・・・・・・・・	9
ウ	飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立・・・・・・・・	9
エ	薄暮時の事故防止・・・・・・・・・・・・・・・・	10
オ	歩行者優先意識の醸成・・・・・・・・・・・・・・・・	10
カ	その他の普及啓発活動の推進・・・・・・・・	10
(2)	自転車の安全性の確保・・・・・・・・	10
(3)	高齢運転者対策の推進・・・・・・・・	11
4	救助・救急活動の充実・・・・・・・・	11
(1)	救急体制の整備・・・・・・・・	11
(2)	心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進・・・・・・・・	12
5	交通事故被害者支援の推進・・・・・・・・	12
(1)	交通事故相談活動に関する周知・・・・・・・・	12
(2)	自動車・自転車保険の加入促進・・・・・・・・	12
(3)	交通事故被害者救済制度の強化・・・・・・・・	12
第2部	鉄道・踏切道における交通の安全・・・・・・・・	14